

第 1 2 回宮城県産業振興審議会

日 時：平成 1 7 年 5 月 2 6 日（木）

午後 1 時 3 0 分から 3 時 3 0 分まで

場 所：県庁 4 階 特別会議室

１．開 会

司会 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから第１２回宮城県産業振興審議会を開催いたします。

初めに、本日の会議の成立であります、伊藤委員、岡田委員、宮原委員が本日所用のため欠席されております。

本会議の定足数は２分の１以上でありますことから、本日はこの要件を満たしており、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

２．あいさつ

司会 会議に当たり、遠藤産業経済部長からごあいさつを申し上げます。

遠藤産業経済部長 産業経済部長でございます。よろしくお願い申し上げます。

きょうは、大変お忙しいところ、第１２回目の産業振興審議会になるわけでございますけれども、ご出席をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

前回、「宮城商工業振興中期行動計画」の策定をご諮問いたしましたが、本日これからご諮問したい「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しについて、今後ご審議をお願いしたいと存じます。

この基本計画は、平成１３年１０月に策定いたしまして、平成２２年を目途にした１０カ年の計画でございます。農業を取り巻く環境の変化は非常に早いものがあります。また、いろいろな問題も多くなっておりますし、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」も策定されましたが、農地の権利移動の自由化でありますとか、企業の本格的な参入とか、こういった点につきましては具体策が見送られたということで、今後の作業に譲られました。そういった点も本来は踏まえながら本県の基本計画も見直しをいたしたいと考えておったわけでございますけれども、今回のご諮問が、後で申し上げますが、平成１８年１月３１日までというご検討の期間をお願いするわけでございますけれども、その間には国の基本計画、今申し上げたような細目がまだ明らかにならないのではないかと、このように考えておまして、ちょっと我々も取り組みに今後問題が多いなというふうに思っています。

しかし、本県では、さまざまな特区制度の活用とか、産業経済の再生戦略とか、新たなチャレンジもやっております、企業の参入につきましても、農地の流動化につきましても、いろいろな方策を模索して、実験的に取り組んでいます。

そういった点なども踏まえながら、必ずしも国の対応をまたずに、何からの新しい創造的な

対策を生み出して取り組んでまいりたいと、このように念願をしておるところでございます。

産業振興審議会は毎回こういう状況でございますけれども、ここにいる大勢の職員は実際に仕事を行っている職員でございます。常に現場に接しながら、また、計画の具体的な目標とそれに対する事業を的確に一生懸命立案して事業を実施している組織の職員でございますけれども、いろんな情報や資料も職員の全力を挙げてご提供をいたしますので、審議会の先生方にはそれらも十分ご覧いただきながら、前向きのご視点でぜひご議論いただき、答申をしていただきたいと、このように念願するものでございます。

食料の関係は、今、牛肉ではBSEの関係でアメリカともめておりますけれども、一定の方向が出てきそうではありますが、本県では20カ月未満でも検査はやると、ダブルスタンダードでございます。そういった対応をしてみたいと思っておりますけれども、一方でFTA、農産物の自由貿易協定は、どんどんどんどん自由貿易が拡大する方向に進んでおります。一方で、国の基本計画では、食糧自給率の向上ということで、30何%を45%にするとか、非常に姑息な数字で、カロリー計算を何か別な計算数値に置きかえて自給率を高めようとか、同じ公務員が見ても、どうかなということもありまして、国は国として参考とはいたしますけれども、本県は本県なりの的確なスタイルで取り組んでまいりたいと思っておりますので、そういった観点からよろしくご審議賜れば幸いです。

以上、簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

司会 議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

資料は、資料1から資料10までとなっております。資料の不足等がありましたら、係員にお申しつけください。

また、委員の皆様のご発言につきましては、お手元でございますマイクの使用をお願いしたいと存じます。使用方法は、右下にございますマイクのスイッチをオンにいたしますと、オレンジ色のランプがつくようになっております。

3. 議 事

四ツ柳会長 それでは、ご指名により、これからの進行をさせていただきます。

初めに、簡単にごあいさつを申し上げますが、もう皆様方ご承知のとおり、やっと何か世の中の景気も明るさがほんの出てきたぐらいまでは来ているかと思えます。それにしても、日本を取り巻く多様な状況が非常に急速なスピードで変化し、なおかつ過激な部分があったりし

て、先行きの状況は予断を許さないような中で動いているのではないかと思います。

きょうは、この産業の一番の基盤であります食という問題を含めてご議論いただくこととなりますが、どうぞ時間の限り十分にご協議をいただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いたします。

それでは、座って司会をさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、本会議は、第1回の会合におきまして、これは平成12年度の会合でございましたが、公開とすると決定されております。従いまして、本日の議事は公開のもとで進行するということをご了承いただきたいと思います。

(1) 諮問事項「みやぎ食と農の県民条例に基づく基本計画」の見直しについて(諮問)

四ツ柳会長 それでは、まず、議事1の諮問事項「みやぎ食と農の県民条例に基づく基本計画」の見直しについて、遠藤産業経済部長から諮問をお願いいたします。

遠藤産業経済部長 それでは、諮問を申し上げます。

宮城県産業振興審議会会長殿

宮城県知事 浅野史郎

みやぎ食と農の県民条例基本計画の見直しについて(諮問)

このことについて、本計画の見直しが必要になりましたので、産業振興審議会条例第1条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

1. 諮問事項

みやぎ食と農の県民条例第8条第1項による基本計画(平成13年10月策定)の見直しを行うに当たって、本計画に定める事項に関して検討いただくとともに、本計画の見直し案について答申していただくよう求めるものです。

2. 諮問期間

平成17年5月26日から平成18年1月31日までの期間

3. 計画に定める事項

(1) 国内自給率向上に向けた県内農産物の生産目標、農地確保の目標面積等、農業・農村振興に関する主要目標

(2) 上記(1)の目標に向けた主要な方策及び施策

(3) その他農業・農村振興のために必要な事項

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

四ツ柳会長 ただいま諮問がございました。

なお、諮問書の写しが皆様方のお手元の資料1として配付されておりますので、参照願います。

それでは、早速、諮問の趣旨等につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（布田農業振興課長） 事務局を担当しております農業振興課長の布田でございます。

恐れ入りますが、座ってご説明させていただきたいと思っております。

それでは、最初に資料2をごらんいただきたいと思います。

今回、審議会委員の皆様にご諮問しご検討いただきます「みやぎ食と農の県民条例基本計画」につきましては、「みやぎ食と農の県民条例」に掲げる安全で安心な食料の安定供給などの四つの基本理念の実現を図るために、食と農に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定されたものでありまして、平成13年度を初年度としまして、おおむね10年後の平成22年を目標年とする計画でございます。

その根拠となります「みやぎ食と農の県民条例」でございますが、県民の共通理解のもと、本県農業・農村の振興に努めていくことを目的に、平成12年6月に議員発議によりまして可決成立した全国で2番目となる条例でございます。

本基本計画は、条例第8条に基づき平成12年11月に産業振興審議会に諮問いたしまして、3回の審議会、7回の農業部会でご検討いただき、平成13年10月に県議会に報告して決定されたものでございまして、以後、県ではこれに基づいて政策推進を図ってまいりました。

さて、この条例基本計画でございますが、条例第9条の規定によりまして、基本計画の推進に当たって、県議会及び県民に対して毎年度基本計画の推進に向けた事業の実施状況を報告するとともに、5年ごとに基本計画の目標達成状況を公表するということになっております。これまで毎年度事業の推進状況をご報告申し上げてまいりましたが、5年ごとの計画目標達成状況となりますと、平成17年度の事業が完了した平成18年度に目標達成状況の公表となります。しかし、基本計画策定後の農業情勢や社会経済の状況の変化等大きく変化してきておりまして、それを踏まえた計画とするため見直しが必要となってきております。

また、この3月25日に閣議決定された国の新たな「食料・農業・農村基本計画」との調整も必要となっております。その国の新たな基本計画の概要につきましては、資料5のとおりでございますが、今後の農政改革の方向性を示すとともに、重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにして政策の推進を図るといふこととされておりまして、特に資料5の右下にございま

す「総合的・計画的に講ずべき施策」、その中で の経営感覚に優れた農業経営者への施策集中、 の担い手を明確化した経営安定対策への転換、 農地の効率的利用、そして 環境保全を重視した施策の推進と農地農業用水などの資源保全施策の確立、こういうものにつきまして昨年度まとめられました中間論点整理の四つの項目でございます、今後の国の施策の中心になっていくものと考えられます。このような「食と農の県民条例基本計画」の策定後の状況を踏まえまして、より現状に則した基本計画となるよう、推進計画の中間年でございます平成17年度において見直しを行うものでございます。

なお、計画期間につきましては、あくまでも中間的見直しということで、県の長期総合計画の目標年と合わせる意味もございまして、当初計画どおり平成22年度までとしたいと考えております。

続きまして、資料3の「みやぎ食と農の県民条例基本計画」見直しの視点についてご説明させていただきます。

まず、資料の左側をごらんください。

先ほどから説明させていただいております現行の「食と農の県民条例基本計画」の行程について示したものでございますが、基本方針の前に五つの構造改革に関するチャレンジをまとめております。

その次に、振興に関する基本方針をまとめておりますが、これは、条例の目標でございます四つの理念を掲げているものでございます。さらに、宮城の食と農の振興に関する将来の姿を見通し、努力目標を設定しまして推進方向を整理したものをまとめてございます。一部ではあります、主な将来見通しを下の枠の中に挙げさせていただきました。例えば平成17年度の間目標年で申しますと、農家戸数6万4,700戸、認定農業者数6,240人、農業粗生産額、現在は産出額というふうに言っておりますが、2,440億円などでございます。そして、四つの基本方向に対して18の推進項目を掲げ、関連する施策を年次ごとに推進するというものとしたものでございます。また、地域の特徴に合わせた施策推進を図るために、七つの圏域ごとの取り組み方向も示しております。

最後に、産業振興審議会からの提案を踏まえまして、四つの重点的に推進するプログラムを設定させていただいております。

次に、資料3の中央部分をごらんいただきたいと思います。

本計画の特徴としましては、五つの構造改革を掲げていることとあります。これは、これまでの農業振興のあり方に対し、大胆な意識改革と発想変換を掲げたものでございます。その結

果、県内でどのような取り組みが生まれてきたかを中心に事例としてまとめてみました。

まず、チャレンジの1、プロダクトアウト型の農業からマーケットイン型農業への転換でございますが、これはここに掲げたとおり、つくったものを売る農業から脱却を目指し、売れる農産物をつくる。あるいは次のステップとして、売れるものをつくる農業から買いたくなるものを提案する農業へということを推進してきたものでございます。施策を推進する県職員におきましては、このマーケットイン型農業を目指すということは現在では農業振興の基本となるまで認識は高まったものと思われまます。

ここでの取り組み事例の一つといたしましては、売れる米づくりということで、各地のJAや各農業法人では意識してそのことに取り組んでおりまして、この平成17年4月からは「みやぎ米情報ネット」を設置しまして、米ビジネスにとって有効な情報を米生産者等に提供し、マーケット戦略を持った農業への転換を図るよう支援体制を整備してきたところでございます。

次に、チャレンジ2、顧客、これは生活者、食関連産業を指してございますが、顧客識別型マーケティング戦略の展開についてであります。これは、チャレンジ1の「マーケットイン型農業」と深い関係にあります。市場における多様な顧客需用の見きわめが大切ということ。個々の顧客満足度に応じたマーケティング推進ということであります。県内では、名取市のサンサンメイトでの直売グループインタビューの例など、生活者のニーズや客層を意識した販売が行われるようになっております。

さらに、チャレンジ3、技術革新、経営創造にチャレンジする農業経営体の育成での取り組みにつきましては、緊急経済産業再生戦略などにおいてアグリビジネスに取り組む経営体へのマーケティング支援や、生産施設等の条件整備を行い、新たな経営体育成を行ってきたところでございます。

チャレンジ4、競争力あるみやぎ型アグリビジネスの展開では、これまでの農業生産から加工や流通、販売に取り組む農業者の支援を行ってまいりました。結果として、県内各地での加工等の取り組みが進みましたが、特に農産物直売所につきましては、ここ数年で急速に設置数が増加し、現在207カ所を数えるまでとなっております。最近の事例では、JAみどりのが仙台圏、富谷町でございますけれども、「元気くん市場」の展開など積極的な取り組みが目立つようになりました。

最後に、チャレンジ5でございますが、美しい、住みよい農村空間の形成と農村の活性化でございます。これは、美しい農村景観や暮らしを再認識し、さまざまな取り組みを通じて農村

の活性化や都市農村交流を促進するなどの取り組みでございます。事例としましては、岩出山町においてグリーンツーリズムの拠点整備等を図ったほか、登米市東和での地域おこしの会の活動支援などがございます。

このように五つの構造改革、チャレンジの取り組みをご説明いたしましたが、特にマーケットイン型農業の展開の認識は高まってきておりまして、今後も継続して意識改革を図る必要があると考えております。

続きまして、資料3の右上をごらんいただきたいと思います。

基本計画を見直すに当たり、計画策定後の農業を取り巻く状況の変化等をまとめております。その変化を「人」、「土地・生産」、「動き」というこの三つのくくりで整理してみました。具体的な数字等は次の資料4でごらんいただきたいと思います。

まず「人」についてでございますが、まず1番目、急速に進んでいる担い手の高齢化と減少。二つ目、なかなかふえない認定農業者と新規就農者。3点目、農業法人化の進展と農業への参入を目指す民間企業の増加等が見られております。

次に、「土地・生産」につきましては、1点目としてテンポが遅い農地の利用集積や耕作放棄地の増加、2点目として下落傾向が続く農産物価格、特に本県の基幹作物であります米に著しい傾向があらわれておりますが、そのために農業産出額が減少。3点目としまして、環境保全型農業に取り組む生産者、農協の増加などが見られております。

また、「動き」につきましては、1点目として安全・安心に対する消費者の関心の一層の高まり、2点目として食育、交流、地産地消、アグリビジネスの動きの活発化、3点目としまして農産物輸出への試みなどが見られております。

以上のような現状と課題等がある中で「みやぎ食と農の県民条例基本計画」を見直すに当たりまして、これまで県内部で検討を行ってまいりまして、その際に出されております見直しの視点、県の問題意識というものでございますけれども、これについてご説明させていただきます。

資料3に戻り、右下をごらんいただきたいと思います。

ここに掲げました視点につきましては、あくまでも暫定的な視点を挙げさせていただいているものであります。これから審議会の委員の皆様からのご意見を踏まえて再整理して表示するものでございますので、そのほかの視点も含めてご意見いただきますようお願い申し上げます。

まず、一つ目の視点。担い手の確保・育成を一層充実強化し、意欲ある農業経営者等を重点

的に支援するという視点。これにつきましては、先ほどの資料にありましたように、本県の農業担い手の急速な高齢化は、基幹的従事者の高齢化、減少を引き起こしておりまして、特に今後昭和1けた代の農業者のリタイアによりまして顕著になるものと予測されます。本県農業が今後も継続的に展開するには大変厳しい状況であると認識いたしておるところでございます。そのためには、意欲ある農業者が県内各地に数多く育成されるような土俵づくりが必要と考えます。認定農業者への誘導と重点的、効果的支援を展開するほか、集落営農や農外からの担い手確保等も構造改革を進める上で検討が必要と考えております。

現在、産業経済部内において農業担い手確保育成検討部会を立ち上げまして、その具体的な支援のあり方を検討しておりますので、その検討の結果等も見直しの素案に位置づけてまいりたいと思っております。

また、この担い手の確保対策につきましては、国の新たな基本計画においても、担い手に重点的にシフトした支援策、そういうものが検討されておりますことから、その円滑な対応等も条例基本計画の中で検討していただきたいと思っております。

2点目、新たな手法も含め、アグリビジネスの展開による農業の活性化という視点。本県農業の産出額は、冷害年ということもありますが、平成15年の産出額は1,870億円まで低下いたしております。この傾向はしばらく続いておりまして、厳しい状況であります。しかしながら、農業は地域経済を担う産業として重要であり、生産構造を転換し、将来の成長産業へ育成していく視点が必要と考えております。

確かに販売戦略や新たな分野に進出するアグリビジネスの取り組みにおきましては、経営感覚に優れた農業法人も誕生してきておりますし、食関連産業との連携でビジネスチャンスの拡大を今後も促進していく必要があります。

また、これらアグリビジネスへ取り組む経営主体は、農業者から経営発展するばかりではなく、株式会社の農業参入のニーズの中からも生まれるケースもございます。また、そういう意味で異業種からの農業参入支援体制の構築の視点も必要と考えております。

3点目、「食」と「農」を一層接近させる視点でございます。この視点につきましては、「食と農の県民条例基本計画」の1番目の推進方針に掲げられている項目であります。食の安全安心の確保や、健全な食生活の推進、食育の実践等、生活者から信頼される食糧の安定供給は今後も強力に推進する必要があります。特に動きが活発化しております農産物直売所や農家レストランの取り組みに見られる地産地消、グリーンツーリズム等の都市と農村の交流促進、環境保全型農業の取り組みについては、それぞれ別個に項目を起こしてもよいくらいの重要な

取り組みというふうに考えております。このような取り組みを通じ、今後とも本県農業への県民の一層の理解を深め、「食」と「農」の接近を図る必要があります。

4点目、農地の合理的な利用を促進するための支援体制と仕組みづくりの推進の視点でございます。農地の利用率低下傾向や耕作放棄地の増加といった状況の中で、担い手に対する農地集積を加速度的に行うために、その仕組みづくりを検討していく必要があると考えております。また、用排水路、中山間地域での農地の保全管理等、地域全体での新たな農業資源の保全管理体制の検討をしていく必要がございます。

五つ目の視点、農業産出額の減少の主原因である米の安定生産や売れる米づくりを一層推進するという視点でございます。本県の基幹的農産物でございます米につきましては、米価の下落等厳しい状況にありますが、より強力なマーケティング戦略により、売れる米づくりを推進する必要があります。

6点目、「食材王国みやぎ」の基幹となる農畜産物、これは園芸と畜産物を対象にしておりますが、その農畜産物の振興とブランド化の推進という視点。米以外の多彩な農畜産物の生産振興やブランド化によりまして、本県が全国的に発信している「食材王国みやぎ」の取り組みを一層推進する必要があります。そのためにも生活者や食関連産業のニーズを的確にとらえ、マーケティング戦略を展開し、新たなビジネスチャンスの拡大を図る必要があります。

最後に、国際化の進展を前向きにとらえた農産物の輸出へのチャレンジを支援する視点でございます。この視点につきましては、国におきましての攻めの農政の一つとして、近年経済成長著しいアジア諸国等への日本農産物の輸出の動きがある中で、今後5年間で農林水産物、食品、その輸出額を倍増する目標を掲げられております。

本県での農産物関係の取り組みにつきましては、まだ試験的なものでございますが、将来に向けそのチャレンジの支援を検討する必要があると考えております。

以上、項目を掲げさせていただきましたが、先ほどもお願いいたしましたように、このほかにも見直しに当たって重要な視点もあるかと思っておりますので、広くご意見を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

これまで説明してまいりました以外の資料につきましては、例えば資料6として「農業を取り巻く情勢と農政の動き」、また、資料7では「産業経済部関係計画関連表」を添付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

なお、基本計画の推進状況と推進指標に係る実績数値については、参考として配付されております参考資料の3)、また、本県の農業・農村に関する数値を踏まえた詳細な動向等につき

ましては、参考資料の5)をご参照願いたいと思います。

最後に、資料2に戻っていただきまして、今後の審議等のスケジュールについてご説明させていただきます。

本日の今年度第1回目の審議会で諮問を持っていただきました。以降、3回の農業部会、2回の審議会を経て、来年の2月の議会提案に間に合うようにご答申をいただければありがたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。この間、7月と9月には議会側に対しまして審議状況等の報告、また、基本計画見直し案の説明等を行いたいと考えております。また、農業者や関係団体等の意向を反映させるべく関係者の意見聴取に努めてまいりたいと思っておりますとともに、パブリックコメントの手続を実施していく予定といたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、これからのご審議よろしく願い申し上げます。

四ツ柳会長 ご説明ありがとうございました。

今から約45分の予定で自由にご意見をいただきたいと思います。どこからでも結構でございます。意見もしくはお気づきの点でご質問したいことがございましたら、どうぞご発言お願いいたします。はい、どうぞ。

佐宗委員 アットシステムの佐宗と申します。

資料3で少し気になった点ですけれども、左下にあります主要指標というものの中に「女性農業者起業数」というのがありますけれども、これが女性というのがついているのが、意味がどういう意味なのか。起業するというは、下の農家レストランとか民宿もありますし、上の農業法人数というのが280経営体というのもありますけれども、それとは別に、農業者起業数というのは上の新規就農者とも違うものなのか、どういったものなのか教えていただきたいと思います。

事務局(布田農業振興課長) 今のご質問、資料3の左の一番下にある指標のところにあるものですね。その中で「女性農業者起業数」というのがございまして、目標、中間で230というふうに掲げてございます。これは、今ご質問のとおり、農家レストランとか民宿に取り組んでいる方々も含みます。男女共同参画を推進する意味でこの指標を掲げておりまして、実は、この農家レストランとか、民宿とか、直売とか、そういうものだけじゃなくて、そのほかにもいろんな取り組み、農業経営を基礎にして、そこからいろんなものに取り組んでいる女性の方がいらっしやいまして、そういう意味で、その全体の一応目標として230人ということに掲げてございます。これは毎年農林省の方で調査いたしております、細かい数字はちょっと載っていないんですが、本県はその調査によりますと全国で3番目に多い取り組み、たしか三百数

十件だと思いますが、全国でも非常に積極的に取り組んでおります。済みません。皆さんにお配りしております参考資料の3)に「みやぎ食と農の県民条例基本計画実施状況」という、こういう資料がございます。その6ページをお開きください。6ページの一番上の表でございます。そこに、推進指標の中に女性農業者起業数という欄がございます。目標が平成17年230に対しまして、16年度で362という実績になっております。よろしいでしょうか。

四ツ柳会長 説明の中で、ときどき「参考資料片括弧」という表現があるんですが、これはついていませんね。四角囲みの中の参考資料3ですね。参考資料3。片括弧あるかなと思っただけなんです。参考資料3のことですね。3の6ページ、8番の女性の農業・農村における主体的な参画の促進。よろしゅうございますでしょうか。状況をおわかりいただけたと。

それでは、ほかのことにつきまして、どなたでも結構でございます。はい、どうぞ。

芳賀(裕)委員 基本計画見直しの視点のところの3のところなんですけれども、「食」と「農」を一層接近させる視点ということで、消費者というか、生活者に目を向けた取り組みが行われていくと思いますけれども、今国会の方で食育基本法が制定されるかどうかというところにあったかと思うんですけれども、その食育基本法の中身とこれがどのように一致していくのかどうか伺いたいと思います。

四ツ柳会長 どなたか事務局の方で基本法のことをご紹介いただけますか。

事務局(布田農業振興課長) 今お話ございました食育基本法ということですね。この辺について、今回の見直しの中でもいろいろご意見をいただいた中で、具体的な対応についてはそのご議論を踏まえて具体化していきたいと考えております。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

基本法は基本法ですから、それに対してどんなことを、特に県の初中等教育の中で次世代の人材を育てる中にこの食の問題をどう取り込んでいくか、非常に大事な問題だと思います。

私も教育関係なものですから補足しますと、今子供たち、食に限らず、徳育という項目が非常に欠けているんですね。ですから、食を核にしてうまい具合に徳育をやるという手は、多様なアプローチがあるし、それから、ここから先、やはり食が非常に大事な基本的な生活の基盤であるということをお子孫たちがしっかり認識する。今はもう飽食の時代で、食べることに何も切迫したニーズがないような状況、むしろ健康面での取り組みがあるかなというところがありますので、やはり人間生きていく上では食が一番の基本ですから、そういう教育がきちんとなされるような取り組みに、県の中でもうまく皆さん方のご意見を生かしながら取り組んでもらえればよいと思います。私も愕然としましたけれども、何か問題を起こした学生と話している

と、徳育というキーワードが完全に欠落しているんですね。聞いたことがない。愕然としています。ぜひこの問題もよろしく願いいたします。

そのほかで何かございますか。どうぞ。

佐藤委員 私は、水産関係ということで、余り農業の方には詳しくないんですけども、自分の水産のことは全くよくわからないんですけども、こういう外から見ると何となくわかってくるような感じもするんです。このくらい水産についてわかればいいなと思うんですけども、例えば資料3の中で、課題の抽出というところで、「人」、「土地・生産」、「動き」と言いますが、今先生が徳育というようなことをおっしゃいましたけれども、これら一つ一つを、どれを大切か、どれが大切じゃないかというのはないと思うんですが、どれも全部大切なんでしょうが、これ全部浮上させるということは非常に難しいんじゃないかなと思うんですね。例えば経済ということですね。農業に新規参入するには、夢だけじゃなくて経済が必要だと。経済を進めていくと、それじゃ環境はどうなんだろうと。さっき言う徳育教育、食育あるいは地産地消、文化に類する分、こういうふうなものはどうなんだろうということ。

ですから、この中で、あれもやりたい、これもやりたいということがある中で、宮城県はどれをやっていくのかなど。産業振興だから経済を優先してやっていこうというのか、あるいは経済は少々置いておいて、穏やかに環境をやらうというのか。あるいは、文化面を大事にしていこうというのか。何か一つ核になって、じゃあ、核じゃないのは無視していいのかということじゃないんですけども、それは最小限というようなことでもって、何か核になるのがないと、余りにも核が多過ぎちゃって、何か一つずつは何か当たるんだけど、当たったところで余り大したことがないという、そういう感じがしないでもないんですけども、いかがなものなんでしょうかね。

四ツ柳会長 今のご提言、全くもったもんです。この資料は、この審議会で委員の先生方が議論するための参考の資料でありますから、この委員会でこれを重点的にやったらいいんじゃないかという提言をする、そういうことも含めてご議論いただければと。いずれまた県の方はどう考えているということは出てくるでしょうから、それはそれとして、この委員会としてはこれに重点を置いていただきたいということをご意見いただきたい。はい、どうぞ。

遠藤産業経済部長 資料につきましては、今、会長さんおっしゃられたような視点でつくっておりますけれども、それじゃあ、今まで農業行政を進めてきた県はどういう考え方でこれからもやっていくんだと、何を強調したいのかと、そういうことには若干お答えする義務があると思います。

それで、基本的には、安全安心というところにきっちり今後視点を置かなければならないと考えております。これは、必要なハードウェアもソフトウェアも両面から今後ともきちっと完備しなければならぬと、そういうふうを考えておりますが、何といたっても喫緊の重要な課題は、担い手の確保育成、意欲ある農業経営者の掘り起こし（支援）ということなんですね。この方がいなければ、農業を幾ら議論しても、どんどんどんどんその生産額は減少し空洞化が進むと、こういうことでございますから、これは国家的にも、それから県という地域を考えた場合にも、その視点は非常に重要だと考えておりますし、また、意欲ある農業経営者、創造的な農業経営者、それから企業体としての経営者、こういったことで今後やはり活性化を図っていくということでございますから、アグリビジネスというものをきちんと構築していかなければならぬと。それで、これはハードウェアとソフトウェアという観点から見れば、基本的なハードウェアだというふうに考えております。

あとの項目につきましては、それを達成するためのさまざまなソフトウェアですね。法律条件もありますし、社会的な条件の整備もありますし、この農業生産をもう少し増やしていくと、それには消費もふやしていこうと、そういった政策的なもののソフトウェアもございませぬ。当然どちらが重要でどちらがそうでもないかという視点ではございませぬで、相互補完的な関係にあるわけですけれども、やはり必要な基本的条件と、その基本点な条件を的確、効率的に達成していくための周縁的といいますか、そういう状況、環境の整備ですね。この両面が重要だというふうに思っております。

四ツ柳会長 ありがとうございます。どうぞ。

早坂委員 今、地産地消ということで、宮城県で産出された農産物、それが県の方でどういう使われ方をしているのかなとちょっとお聞きしたかったんです。例えば学校給食だとか、そういうところで使っていらっしゃるのかどうか。

あと、もう一つですけれども、ちょっと素朴な疑問で、先ほど「食材王国みやぎの物産展」のパンフレットをいただいたんですけれども、実は初めて見るものもたくさんありました。これの選定基準。宮城県の老舗のお店もたくさんあるかと思うんですけれども、それが載っていないところがあったりと。実は、この間、空港で遠くに行くのにお土産を買おうと思いましたが、牛たんばかりで、結構古い老舗のお店屋さんが全然なかったんですね。ですから、この楽天のグルメのパンフレットも、どういう形でおつくりになったのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。質問二つでした。

四ツ柳会長 それじゃ、資料の用意した側で、これはどういう考え方で、どういうソースを使

ったかご説明いただけますか。これはインターネットのホームページかなにかですか。（「だ
と思います」の声あり）

事務局（布田農業振興課長） 地産地消の考え方でございますけれども、学校給食ですね。
「地産地消の日」というのは設けております。それから、お米はとにかく全部おいしい県産米
を食べていただくと、こういうことで進めております。それから、地産地消というのは、例え
ば学校ですと、その町でとれたもの、それだけ使うわけにはなかなかいきませんので、日を
決めてやっておりますけれども、できれば県内でとれたものとか、そういったことも考えてお
ります。その地域だけに限定いたしますと、これは生産量の問題と価格の問題がありまし
て、給食の費用体系、これがもたないということもございます。そういった中で一生懸命やっ
ております。

それから、一つは直売所ですね。地産地消の具体的な道具立てとして直売所を県内各地につ
くっております。今5,000万円以上売り上げている直売所というのは10何カ所に増え
ました。それだけ地域の農産物などが直売所で大分人気を博しているんですけれども、これは
当然県内のみならず県外から来た方も買っていただいておりますので、そういった取り組みも
含めて、もう少し地域の範囲を広くとらえていいのではないかと。例えば、県産品が東京の宮
城県人会の人に買っていただくのまで地産地消に概念的にはちょっと含まないわけですね。そ
こら辺の常識的な判断でもって地産地消というものを考えて、具体的に販売する方で、PRの
方で考えておるところということもでございます。行く行くはやはり国産品愛好国民と、何かこ
ういうふうになっていただくのが本当は地産地消の本来の概念で、安全安心にもつながるの
ではないかと。そういう国民運動的なものになればいいのではないかなとは思っておりますけれ
ども、そういうことです。

四ツ柳会長 よろしいですか。はい、どうぞ。

水野委員 私も水産関係なんですけれども、農業に従事する人口をふやしたいということであ
れば、やはりそこにマーケットがないとふえないと思うんですよ。やはりそこに魅力的なマー
ケットがあれば、牛たんも同じですよ。取扱業者は増える一方です。牛たんの単価はぐんぐ
ん上がっていますし、それでもふえていくんですね。だから、農業についても同じだと思っ
たんですよ。そこにマーケットもなにもないのに、そうやってつくっていかう。私も会社をやっ
ているものですから、今一番国内において農業のマーケットに大きく影響するのは産地なん
ですね。産地間の戦いが壮絶になってきていると。産地間の中でも、一部の高原野菜ですとか、大
分前になりますけれども、NHKの色で変わっていく産業地域ですね。海の周りが全部悪くな

っているのに、内陸地だけはよくなっていると。以前の紀伊の梅干し、それから長野の高原野菜というような形で産地のイメージを強く打ち出して残っている農業ははるかにもう伸びているんですね。

それで、農業が伸びると、長野県のように老人医療費も下がっていくと。農業には定年がないですから、活力ある老後を育成するにも、やはり農業というのは非常に大事だと思うんですね。商店街も失われてきて、老人が働くところがない。そういう部分から見ていくと、農業自体の魅力というのは、県においても、国においても重大にあると思うんです。それなのに従事者がふえないのは、結局そこに魅力を感じないからだと思うんですね。じゃあ、魅力って何かと云ったら、現金化できるかですよ。産業として成り立つかだと思うんですよ。そうすると、産地間の競争や産地間の特徴について、もうちょっとやっていかないと難しいんじゃないかと。必要とされる農業は何なのかと。自分たちがやりたい農業じゃなくて、マーケットは何を求めているかだと思うんですよね。そういう部分の中の一環としてこの項目を見ていくと別段変化はないんですけれども、根幹となる部分が何か見えてこない。

私、水産のときにも言ったんですけれども、県というのはやはり会社名みたいなものですよ。県というのはブランドの大基本名ですから、県としての広報活動を重視してほしいと。宮城県というのはこういう県なんだよということについて積極的に早く動いていただくと、即時効果が出ると思うんですね。そのところにそしてマーケットが生まれると、最近では牛たんのようにそのところにみんなが集約して仕事をするようになる。農業の法人化も随分進んでいますし、うまくいっているところとっていないところと極端だと思うんですよ。その数字はちょっとわからないんですけれども、それでもやはり地域名なんですね。マグロもそうです。大間といえばよくなるわけですし。そうすると、宮城県というササニシキ。そのコマース回数が減ってくれば、だんだん忘れ去られていく。もっともっと農業自体の品目も多いですし、水産と違ってとれなくなるということはないわけですね。まけば出るわけですから。まけば出るということは、売り地を持てばいいわけですよ。水産の場合では、魚は泳いでいるものですから、種をまいてとるまでに時間がかかるけれども、農業の場合には1年以内にそれは可能になってくる。

だから、私が言いたいことは、魅力ある農業というのは一体何なのかということの研鑽が少し足りないんじゃないかと。若い人たちがそこに飛び込んでいって、恐らく工業化というか、時代の流れからいうと、もう生産者の時代に入ろうとしているんですね。私ども、私の勝手な意見なんですけれども、生産者の時代があって、それを卸す人がいて、お店があって、消費者

の時代。今の消費者の時代が終わろうとしていて、水産でもそうですけれども、物をとる人の時代に入ってきているんですね。だから、水産でも、アラスカの漁船漁業者はもうすごい裕福になっています。魚が世界中から求められる。かまぼこの原料も世界中から求められる。すると、今水産でも言うのは、じゃあ、今一番何をやったらいいかといったら、北海道でスケソウのすり身をつくるのが一番もうかるんじゃないかと。だんだん国内に入ってこなくなっているのは現状本当なんですね。魚も入ってこない。輸出量はふえていく。農業についても、産地の時代。第1次生産者の本当の時代がこれから始まると思うんです。できるだけ早く宮城県という企業名と言ったらおかしいですけども、県名のブランドの構築が急がれると思うんですね。それほどの技量はなくても、今の時代ですから方法があると思うんですけども、細かく全部をやっていくと、やはり大変失礼ですけども砂地に水をまくようで、しみ込んでいってしまって、最後に芽が出ないとどうにもならないと。時間はかかるしということと、即効性の部分というのを見ていただきたいと思うんですね。勝手な意見ですけども。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。

先ほどの説明資料の中で、説明資料3の中段でしょうか、ここの基本計画の特徴の中に、いろんなチャレンジテーマで出ておりますが、この中に今おっしゃったことのかなりの部分が含まれているように思います。あ、どうぞ。

事務局（宮原産業政策推進室長） 先ほど資料の方で「食材王国みやぎの物産展」のご質問をいただきました。これは、ゴールデンイーグルスの楽天の方でやっているウェブの市場です。これは、「食材王国」と名前をつけているわけですが、もともと県のホームページで「食材王国みやぎ」のホームページがございます。この中に、この県の食材王国の趣旨にご賛同いただける店の方のご希望をいただきまして、県のホームページ上でeショップ、ウェブ上の市場を開設しております。さらにその参加されている店舗の中から、今回楽天とのタイアップということで、こういったウェブの市場をつくってはどうかとご提案したところ手を挙げていただいた皆様がこちらの参考資料の各店舗というふうになっております。以上でございます。

四ツ柳会長 これは、早坂さん、よろしゅうございますか。これはホームページからとってきたということです。

早坂委員 これは有料で募って乗っかっているんでしょうか。それともただですか。というか、これを載せている企業さんはお金を出して載っているんでしょうね。

四ツ柳会長 宮城県さんが出しているんじゃないですか、広告主として。

事務局（産業政策推進室長） これは規定の料金がございまして、そのご負担はいただいてお

ります。

四ツ柳会長 それでは、まだまだ時間がございます。まだご発言いただいていない先生方もいらっしゃると思いますので、なるべく多くのご意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

堀切川委員 資料3のご説明をいろいろいただいて、お聞きして思ったんですけども、この平成13年から始まっているという基本計画自体は、結構じっくり考えられて非常にいい内容が盛り込まれているというふうに私自身は理解いたしました。

特に資料3の真ん中の五つのチャレンジ、チャレンジ1からチャレンジ5までご説明を伺った後で、宮城県の農業を取り巻く環境が、状況が変わってきたので見直していきたいということが右側に書いてあるんですけども、どうも見直しという言葉は余りフィットしないように個人的には思いました。何か見直しというのは、今までやったことがちょっと環境が変わったので失敗でしたと。じゃ、やめて全く新しいことをやるというふうな言葉に聞こえやすい言葉だと思うんですけども、私の理解だと、チャレンジ1からチャレンジ5というのはこのままやっぱり平成22年までやっていただいた方がいいに決まっているということを書いてあると理解しました。

それでいきますと、右側の見直しの視点の1番から7番のうち、左側にうまく盛り込まれにくくなっていたのは1番と4番と7番だと個人的には思いました。担い手の確保と、農地の合理的な利用ですか。それから、7番の輸出へのチャレンジという、その辺が真ん中のところでは表に余り見えていない言葉になっているのかなという意味でいきますと、その10年計画のちょうど折り返し近く、今5年近くの段階でやるとしたら、諮問は見直しだと思うんですけども、新たなチャレンジを三つ足すんだというような諮問をいただいたという理解をした方がいいんじゃないかなというふうに。でないと、何か農業政策が根本軸が毎回揺れ動いているような感じになってしまうので、私は基本計画自体をやっていただいて、それに追加で三つ、1番、4番、7番を強化するようなのを加えてくれませんかというふうに理解した方がやりやすいのではないかと思った次第です。

ついでに見ますと、資料3の右側の上の「動き」というところに本来書くべきなのは国の新たな農業施策が出されたので、それによってちょっと作戦変更が必要だということを書いてもらった方がよっぽど状況を理解しやすいのではないかなというふうな感じがいたしますが、そういう理解はまずいでしょかね。例えば1番の担い手の確保というのは、国の作戦でいくと4番と6番、資料5の4番と6番になって、4番は同じ資料の7番と8番が対応しているのかなと。7番は国の施策の最後の方に書いてありますので、何だか余り表現は悪いですが、国が多

少方向転換したのに合わせてちょっと修正を入れたいというのを見直しという言葉にされるよりは、私は新たなチャレンジの追加といていただいた方がやる気が出るように感じた次第であります。以上です。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。

国の施策の中でのキーワードの一つは、一番初めに言ったご質問なんですが、食育基本法が後から出てきたんですね。あれは一つのキーワードです。人材の育成も含めて、食育基本法のあたりから国に食の重要性、食産業の重要性をPRしている時代も長い目ではあるかなと思います。はい、ありがとうございます。ちょっと先に。どうぞ。

芳賀(よ)委員 見直しのところの3なんですが、グリーンツーリズム等の都市と農村との交流等を通してとありますが、このグリーンツーリズムというのは、たしか今年度から宮城県で本格的に取り入れるということで、もう大々的に私たち農家の方にもその「宮城型グリーンツーリズム取り組みについて」というパンフレットをいただいたんですが、これはむしろこれからすごく一般の都市住民よりも、もしかすれば私たちが今現在取り組んでいるのは、都会の学生の修学旅行を兼ねたグリーンツーリズム、農業体験というのを、私、登米町なんですが、登米郡の方では取り入れさせていただきまして6年になります。これがいろいろな県でも問題化があったりして、2年ほどちょっと小休止的なことがあったんですが、今年度はきちんとしたマニュアルをいただきましたので、これを都市住民だけでなく、できれば教育面にあわせた子供さんの食育にもつながるような、そのような形に取り上げていただければどうかなと考えております。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。

今のおっしゃったのは、修学旅行みたいな形で。

芳賀(よ)委員 はい。都会の方の関東方面の学生、中学校の修学旅行をあわせたグリーンツーリズム2泊3日というので何校か受け入れさせていただいています。もしかすれば宮城県内の学校は他県の方に出向いているかもしれません。もう少し地元を見直すという機会も考えていただければ、もっといいのかなという考えも、思いもあります。

四ツ柳会長 ありがとうございます。それでは、どうぞ。

磯田委員 今のグリーンツーリズムですけれども、主人が観光の方で首都圏へキャラバンに行ったそうでございます。そこで消費者の皆様から、体験学習に宮城へどうぞと言われても、周りに千葉とか、静岡、いろいろ、長野、もっとすばらしいところがあるよという話をされてきたんだよと、がっかりして帰ってまいりました。むしろ県内の学校の教育にこれを入れてもら

って、もっと地元を見直そうという動きになったら一番いいと思いますね。

それから、農業の担い手の若い人ということで、さっき水野さんがおっしゃったように、売る、現金化しないと喜びが出ないと思うんですね。そのためにはいろんな生産しても売る場所がないのではないかと思います。この直接売る売店ですか。そういうものがいろんなところに補助事業でいろいろオープンしております。ところが、私が見るには、そこにすごく温度差があるのではないかと。一生懸命やっているところと漠然とやっているところ、消費者の方をよく見て販売をしないといけないと思うんですね。繁盛しているところは物すごく繁盛しているようですけれども、若干甘えがあるのではないかなと思います。それから、一生懸命つくったものを販売する、使う場所を県がパイプになってそういうところを探していく必要があるのではないかなと私は思っているんです。私どものところの施設がちょっと大き過ぎまして、買いにいくとしり込みをされるんですね。そういう情報をすごく欲しい。この中にもっとマーケティングの中に売るための情報発信。せっかく「食材王国みやぎ」という名前を出しても、なかなか販売していくのがちょっと下手ではないか。それには少し宣伝費をかけてもらいたいと思っております。ぜひ担い手のふえることを望んでいます。彼らが元気になって、おもしろさが出るような事も大切ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

生産者側のマーケットリサーチはどれぐらい、どういうレベル、どういう人たちが取り組んでいるのか。たまたま私がスーパーなんかに行きますと、スーパーの中に産地直売コーナーがありますよね。一般の普通の野菜と別に、例えばこの辺ですと仙南地区の農家の人たちがつくったものをまとめて売っているコーナーがあったりしますよね。両方の売り場を見て、売れ具合を見ていくと、ニーズとか消費性向というのが見えてくるような状況があるかと思います。組織的に何かそういう調査はやっておられるんですか。県の方はどうですか。実際のマーケットの中での物の流通の調査とか。具体的な状況をご存じの方、ご説明いただければ。

遠藤産業経済部長 それじゃ、誰かが今説明の心構えをしていますから。

農業の普及指導所、ここでJAなどと相談して、直売所設置を進めてきておるわけですね。それで、比較的大きな直売所というのは、十分JAの方と、JAのマーケティングリサーチを踏まえて、そうして計画立案して、県で補助金も出して支援しております。具体的に売り方とか、販売戦略全体までは踏み込むのは、商売という点があるので、一定の限度というのは踏まえながら対応してきております。もちろん目標とか、その達成の実現性については十分計画立案時にチェックをしておりますけれども、具体のマーケット対応、それから売上の確保、こう

いった点については、やはり事業主体、特に農協さんを中心にして対応しているところであります。

それから、やはり品ぞろえ、数量の確保、これは、直売所という性格上、いろんな方からいろんな生産品を持ち込んで売っておりますから、日によって大分違うんですね。これは一面ではしかたがないと。それから、ちゃんと数量をそろえてといいますと、やはり本格的な農業者から農協が間に立ってそろえて対応しないと、直売所ではちょっと厳しいのではないかと、そういうふうを考えておりますので、そういった方向で我々も取り組んでおります。

準備できましたか。

事務局（谷津普及専門監） 私、農業振興課で普及の方を担当しております谷津と申します。

私の方から県事業関係の活動の事例を二、三ご紹介させていただきます。

まず一つ目は、先ほど課長がちょっとだけお話ししましたが、亘理農業改良普及センターの管内で「サンサンメイト」という、生活研究グループがございます。ここは現在ジャスコに店を持っています。ただし、当初始まった段階におきましては、やはりまず自分のところにある品物を出そうかという視点で始まったと。その中で普及員がかかわりながら、いわゆる生活研究グループと、それから消費者の方々のいろいろ意見交換、いわゆるグループインタビューをしながら消費者のニーズを聞き出して、そして、いろんな品ぞろえをして、いろんな種類の野菜をつくりながら、そしてジャスコの中で店が定着しているというような状況になっています。たしか金額的にも、そういうふうな活動が実を結びながら、4千万円近い売上高になってきているように記憶しています。

あと、もう一つは、石巻の管内ですが、ここで普及事業の活動課題として取り組んだ「矢本家の食卓」というような、どこかのテレビのコマーシャルのタイトル名みたいな活動事例がございますけれども、この中身は、実際に1年間かけて農業を勉強しましょうということで、消費者の方々から応募してもらいながら、農家さんと、それから消費者の方々、いろいろ意見交換をしながら、農家さんの現場ではこういうことをやっている。消費者の方々は、お客さんはこういうことを欲しがっているというのをいろいろお互いに農業を理解していただくような、逆にうちの方はこういうのが欲しいんだというような要望等を取り上げて、そういうようなやり方でやっています。

また、こういう取り組みが非常に大事だということを普及事業を担当している者にとっても非常に認識しておりまして、このいわゆる消費者ニーズを探るやり方とか、いろんなものを各普及指導員に身につけていただくため、いろいろ研修等を開きながら、その身につけたいろん

なグループインタビュー等を含めた消費者開発に対してのノウハウを伝えながら農家支援をしていきたいというふうに考えています。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

それでは、予定の時間を過ぎて……。はい、どうぞ。

三浦委員 私、「みやぎ食と農の県民条例」、これが出て、物すごく楽しみにしていたんですが、私のちょっと予想どおり、どうもこの県民条例は県庁の中からちょっと半歩ぐらいしか出ていってないんでないのかなと。私自身は、県庁でやることだから、宮城県の大きなうねりになるかなと思ったら、どうも県庁の中で終わっている県民条例でないのかなと。その証拠に、僕もこの五つのチャレンジというのはすばらしいと思うんですが、これの成果品で出てきたのを見ると、全く点の世界なものですから、そういう意味では、実は県庁の満足だけで今回は終わったのかなという感じ、私の感想です。

それで、いずれ農業部会でこれはやるんでしょうから、資料2で見ると、パブリックコメントが9月中旬ですか。ひょっとしたら、このパブリックコメントを9月中旬にしなければならない予定があるかどうかわかりませんが、ひょっとしたらもっと早くして、県民条例というのは、簡単に言えば知ってるか知らないかから始めれば、こういうものも含めてパブリックコメントがもっと早くいった方が、農業部会で検討するにもいいのではないのかなというふうにこれは思いました。ただ、どうしてもこの時期にパブリックコメントを聴取しないと何かの都合でまずいんだとなれば、これでもしょうがないと思いますが、私とすれば、もうちょっと早くパブリックコメントを聴取した方が、農業部会なり、この審議会で検討するに多分いいのかなと。いずれにしても、もうちょっと大きなうねりにしていかないと、課題の担い手も含めて、なかなか出てこないのではないかなというのが私の印象です。

あと、もう一つ、会長、資料の準備の関係でちょっとお願いしておきたいんですが、よく会長もさっきから出ています食育の話が出ています。その食育、早い話、学級が手っ取り早い話になってくると思うんですが、学級はもう6年後のデータがわかると思うんですよね。学級に相当期待している話が県内に相当聞かれますが、残念ながら生徒数が年々減少していますので、業界の話を知ると、去年とおととして、例えばパンの食数で30数万食ぐらい減っている。ご飯の食数では40数万食ぐらい減っている。合わせると大体80万弱の食数が減っている。子供たちが減っているということだと思んですが、そういうので、今からふえるということは多分ないと思うので、テーマとすれば物すごく簡単で、食育には学級という話が出ると思うんですが、もしよければ、この学級についても正確な整理をするために、今後子供たちが

どうふえていくか。少なくとも今ゼロ歳児の人を見れば、学級にどれだけ期待できるかわかると思うので、その辺のデータをひとつあとお願いしたいと思います。

あと、二つ目のデータとして、今食品については81兆円、家庭が50兆円、外食20数兆、中食で5、6兆円とされています。多分これもデータがあるんだと思うんです。さっき水野さんが話していましたが、宮城はどこに行くかということになってくると、このチャレンジの中で書いている識別マーケティング、この部分についても、スーパーマーケットの50兆円の家庭食をねらうのか、その50兆円の家庭食が本当に今からもっと伸びてくるのか。外食の20数兆円が今からまた減っていくのか、伸びていくのか。そうすればおのずからマーケットというのは見えてくると思うんですよね。その辺のデータ、多分県庁だったらきれいにとれると思うので、農業部会に出てくるまで、その辺のデータもひとつそろえてもらえばなというふうに思います。以上、よろしく申し上げます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

時間がちょっと予定時間にもうなっておりますので、簡潔にお願いいたします。

門傳委員 「みやぎ食と農の県民条例」というのがありますけれども、これ、何か一つ足りないんじゃないかなというふうに思うんです。というのは、「みやぎ食と農と環境の県民条例」というような形にしないと、何かイメージが全体が膨らまないということが一つあります。

それから、食の農のバックグラウンドである森林についての言及というのがもう少しあってもいいんじゃないかというふうに思うんですね。というのは、中山間地あるいは農村の景観の保全とか、それから、総合的な振興というような文言もございしますが、やはりその辺のところをもう少し入れていって、しかも例えば幾ら環境に優しい農産物をつくっても、山が荒れていれば、あるいは山がごみ捨て場になっていたりするようでは、全く意味をなさないのではないかなというふうに思うわけです。ですから、その辺のところの言及をするかどうかはわかりませんが、やはり環境という一つのキーワードを、これだけいろんなところにちりばめられている割には、何かトップに来ていないなという感じがいたします。

それから、環境に優しいとか、環境に優しい農産物とか、認証制度というのが宮城県にあるんですけれども、やはりそういうものにもどんだんだんだここに入っていますけれども、入れていくべきであるというふうに思います。

それから、基幹的に従事者が65歳以上が41%というふうになっていますけれども、この人たちに対して、「食と農の県民条例」をどうやって指導していくとか、どうやって普及をしていくかということがやはり一つのかぎになっていると思います。というのは、私は53歳

ですけれども、この「食と農の県民条例」は、パンフレットは見たことはありますけれども、農協関係者ここにいらっしゃるかどうかわかりませんが、農協からの言及や、そのパンフレット以外の普及職員からの言及というのほとんどないんですね。だから、やはりまず外に対して普及することも必要ですし、お客さんに対してこういうものを作って、こういういいものができていますよということを言うのはいいんですけれども、やはり内に対してもまたやっていかなければ、内に対しても教育をしていかなければ、結局、お客さんが来て、「あんた、これ何ですか」と言ったら、「いや、これは食と農の県民条例に基づいてやっているんですよ」と言えばいいんですけれども、そんなの普通にやっているだけだと言えば、もうこれは全部すべてがばあになる話ですからね。ですから、その辺のところを手法としてどうやって普及していくのかということが必要なのではないかなと思います。以上です。

四ツ柳会長 随分多岐にわたりありがとうございました。

詳細は、これは農業部会の方で詰めていくことになりますので、きょうは出たご意見を整理して、この中の議論に生かしていただきたいと思います。

それから、この手のパブリックコメントの意義は、ある意味でかなり答申の骨格が固まったものに対して意見をいただくという意味がありますので、これは流れから言えば9月時点、第2回の審議が終わったあたりが妥当なのかなと思います。ただ、予備的な情報が欲しいというときには、これは別なアンケートその他で集めるということもできます。

それでは、ちょっと予定の時間を5分ほど過ぎておりますので、ちょっと高橋さん申しわけありませんが、農業部会長さんの方から、きょうの議論を踏まえて、これからご議論いただいたこと、何かコメントございましたら。（「時間押してますから、いいです。」の声あり）いいですか。じゃ、高橋さん、最後に一つおっしゃっていただいて。

高橋委員 諮問書にも書いてありますように、やはりFTAをバックとした自給率向上という大変高度なことを諮問されているんですね。私は、もっと改善じゃなくて改革という、それぐらいのグレードの施策を織り込まないといけないと思う。結論として、産業経済部長さんが先ほどおっしゃった特区を込みで施策を具体的に打ち出す。こういう生産額は右下がりです。目標値からも乖離している。それから、出荷価格、米にしても2万円から1万5,000円という2割も下がっているようなプライスになっている。従って農産品の高付加価値化ということ的前提にしないと、農業の世界は成り立たないんだと思うんです。具体的にヒーローさんのような大型農業生産法人を各所に育成したい。1,200円の小売価格で売れるような米ができる。おいしい。古米になってもおいしい。それから、冷害もなしというような、そういう

異業種から参入した農業従事者の扱い。この人たちは、現状ではいろんな面でやはり伸びられない。農協の倉庫が使えない。投資を外部から呼び込めない。農業従事者でないと役員に入れないとか、いろんな制約があるわけですから、国の基本計画改造が遅れたり、そういう期待から達成されないようだったら、やはり特区扱いしてやるということは必要だと思いますね。徹底的に付加価値を高くするためです。

トマトもサンフレッシュさんが例に挙がっていますが、これは決してマーケットインとは言われたい。売りやすいんですけども、もっともっと高付加価値化をはかりたい。米でも、野菜でも、果物でも、私は1キロ1,000円以上を目標にしてやってくださいと申し上げるんですが、夏どりイチゴだと2,500円になります。それからデリシャストマトが1,000円で売れます。先ほどのヒーローさんの米も、買い上げ、土地を借りた人に対する代金はキロ520円ぐらいで買い上げることができますとか、そういうことがやはりできるはずですから、特区扱いまで織り込んだ具体的な目標にしていきたいというふうに思います。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。

まだまだおありでしょうけれども、時間の予定もございますので、ご議論はここまでにさせていただきます。あとは後ほど事務局の方からご案内あるかと思いますが、ご意見ご発言の不十分であった方々は、ペーパーに書いて郵送で出していきたいと思います。

それでは、この後は、きょう出たご意見も踏まえて、農業部会の議論を経て審議会で決定する方向で進めさせていただきます。

なお、農業部会での議論は、部会員が委員が6名いらっしゃいますが、これとは別途、審議会条例第3条第1項という規定に基づきまして、今後任命を予定しております専門委員という方を4名加え、合計10名でご審議をいただく予定でございます。

それから、今回この専門委員のうち1名は、一般県民から公募によって選ぶことも考えております。その選考方法、それから他の専門委員の任命等につきましては、後日私と工藤農業部会長で相談して決定させていただきますので、ここではご了承いただきたいと思います。

(2) (仮称)「みやぎ商工業振興中期行動計画」について

四ツ柳会長 それでは、ちょっと時間が押してまいりますので、続きまして、議事2の(仮称)「みやぎ商工業振興中期行動計画」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局(宮原産業政策推進室長) 産業政策推進室の宮原でございます。私の方からご説明を

させていただきます。

お手元の資料で資料8というのがございます。A3版で一番後ろのところに2枚ほどついてございますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

この資料ですが、2枚物になっております。3月18日に第1回の商工業部会を開催いたしましたときに、事務局の方から議論のたたき台としてお出ししたものに、部会での議論を踏まえまして若干の修正を加えたものでございます。当日の議論は大分盛り上がりまして、事務局の方でほとんど口を挟む時間もないぐらいの大変熱心なご討議をいただいたわけなんです、そのせいもありまして十分資料の方直し切っておらないところもでございます。言いわけになりますが、後ろの資料9といたしまして、まとめ切れなかった議事録を、ちょっと厚くなってしまったんですが、私の説明で不十分な点はこちらの方を後ほどごらんいただければ幸いです。

それでは、肝心の資料8の方をご説明させていただきますが、1枚目に大分文字が並んでおりますので、ちょっと見づらいと思いますので、2枚目の図化した方でご説明をさせていただきます。

A3版のちょうど左側の欄がございしますが、これは現行のアクションプランの構成を簡単に書いています。それから、真ん中の欄がございしますが、これはアクションプランの上位計画に当たります「みやぎ産業振興ビジョン」、これは商工業分野以外にも、1次から3次産業全体を扱ったビジョンになっております。この簡単な構成が書いてございます。

このビジョンのすぐ右側のところに、黒いベースに白抜きで書いた部分がございます。これは「ビジョン・現状を踏まえたキーワード等」となっております。これは、現在の産業振興ビジョンなどの基本的な方針に加えまして、この後のさまざまな情勢変化、こういったものに対応することが必要な、こういったものを幾つかキーワードとして列挙しております。

余り時間がございませんので簡単にご説明いたしますが、上の方から、「優れた知的シーズの存在」、ここは東北大を初めとします教育研究機関、こういったものが県内に多々あると。ただ、残念ながら産業との関係を見ると、もう少しいろんな意味で連携をしてもいいのではないかといた点がございます。

それから、幾つか下の方に向かっていきますけれども、三つ目のところで、「改善が見られる雇用状況と際立つ雇用のミスマッチ」というキーワードがございします。これについて、最近雇用については大分失業率も下がってきている。求人の数もふえてきているというのがある一方で、やはりせっかく就職してもすぐやめてしまうとか、あるいは、ある程度の求人があるん

だけれども、職につこうとしない若い人たちがふえているとか、そういったミスマッチが見られてきているというのがここ何年か非常に目立っている点でございます。

その他いろいろとキーワードとして書いた点がございしますが、これらを踏まえまして、今回つくりました、仮称でございますが、「みやぎ商工業振興中期行動計画」、これの主な部分、骨組み、骨子というのが一番右側の欄になります。構成としまして、基本的な方向として四つ掲げてございます。今のキーワードのすぐ右側のところでございますが、丸でくくった四つの方向性ということで、集積の促進、活力の推進、戦略的産業振興、それと四つ目としてグローバル化への対応、この四つの方向と、さらに、これらの方向を具体化するものとして七つのプロジェクトを掲げております。ちょうど網かけをした横棒が7本並んでおりますけれども、七つのプロジェクトを提案しております。

このプロジェクトの名前だけでははっきりした内容がわかりませんので、その中に盛り込むべき内容といえますか、論点として、それぞれのプロジェクトの右下のところに点線でくくった箱を置きまして、主な項目、論点というのを幾つか挙げております。なお、この中でアンダーラインをしている部分が、とりあえず加筆なり修正をした部分でございます。例えば一番上の「産業基盤技術高度化プロジェクト」のところで、大学等の人材活用といったところにアンダーラインが引いてございます。これは、商工業部会の中でもいろいろご意見をいただいたんですが、これは大学等の人材活用というと自然科学系、理科系というふうな結構ありがちなんですが、そのほかにも文科系、人文科学分野も十分活用していただきたいと、そういったご意見もいただいております。

それから、その次の「企業立地促進プロジェクト」というのがございます。このプロジェクトを掲げましたのは、二つほど意味合いがございまして、一つは、現在県の方で実施しております経済産業再生戦略、これが17年度が最終年度となっておりますが、その中の非常に大きなウエイトを占めておりますのが企業立地でございます。それなりの成果が今上がっておりますが、再生戦略終了後においても、こういった柱立てをして活動計画をしていく必要があるだろうということが一つと、二つ目は、再生戦略を契機としまして、従来どちらかという工場立地にある意味で特化していたわけなんですけど、これがもう少し工場にこだわらず、もう少し広い意味で企業の誘致をやっていってはどうかと、そういった流れがございます。

それから、一つ飛ばしまして、「まちのにぎわいづくりプロジェクト」がちょうど真ん中辺に出ております。この中に書いてございますように中心市街地の活性化といった論点が出てきております。これは、中心市街地といいましても、例えば仙台市の一番町近辺、こういったと

ころから、石巻、古川といった地方の中心都市の商店街、さらにはもっと離れた、かつての商店街と言ってはちょっと怒られるんですが、かなり昔と比べるとにぎわいを失ってしまった、そういう地方の商店街、さまざまなものがございます。一口に中心商店街、市街地と言ってもさまざまな形態がございまして、それに応じたいろんな対応を考えていかなければいけないだろうと。あるいは、こうした、下の方に商業人材育成というのがございますけれども、商業、あるいは商業に限らずということですが、例えばサービス業等も含めてさまざまな人材の育成を図っていく必要があるといったご意見をちょうだいしております。

それから、下から二つ目の「知的財産創造・活用プロジェクト」というのがございますが、ここもアンダーラインを引いた箇所が2カ所ほどございます。このプロジェクトの名前自体も、最初は「地域ブランド形成発信プロジェクト」といったものでございますが、ちょっとそれでは弱いだろうということで、どちらかというその知的財産の活用といったふうにプロジェクトの考え方を少しシフトさせて、書いてございますように知的財産基盤の強化、これは、知的財産戦略の大綱が設置されたこともありまして、今後の知的財産の戦略を検討してきちんとつくっていく必要があるだろうという点を課題にしております。

それから、同じくこのプロジェクトの一番下の、ちょっと線がかすれているんですが、集客・交流サービス産業という余り聞いたことのない表現があります。これは、キーワードのところちょっと出ていますが、先ほど話題になりましたけれども、プロ野球新球団楽天イーグルスというのが新しく誕生したり、さまざまな新しい資源、観光資源あるいは娯楽資源でもあるわけですが、そういったことが出てきている中で、従来観光という見方をしていたわけなんですけど、ちょっとした景色を見るサイトシーイングというだけではなくて、その地域全体を観光客に味わってもらおう。先ほど出たグリーンツーリズムなんかそのいい例でないかと思いますが、そのソフトの部分まで含めた総合的なサービスとして考えていく方法があるだろうと。集客・交流というのはあくまで係置きのネーミングでございますけれども、そういったソフトとハード一体になった産業としてとらえていくかどうかという論点でございます。

それから、最後の「グローバルビジネス総合支援プロジェクト」でございますが、これは現在でも県の方も支援に力を入れている部分でございますが、中国関係のビジネスが今大変拡大をしております。これについて対応していかなければいけないということと、さらに今回の議論の中で追加しましたのが、一番下の外国人の観光客の誘致促進。中国あるいは韓国を中心とした東あるいは東南アジアの方からも相当の観光客が現に今おいでになっています。こういった点での対応をきちんと整備する必要があるだろうといった点でございます。

この中で入っていなかった部分もありますけれども、例えばIT関係、情報関係の産業というのがないねということでございますけれども、これは決して忘れていたわけではございませんで、強いて言えば、成長産業の育成のプロジェクトの中で、ビジネス支援関連といったもの、こういった点で少し考えてみたいということなのです。

それから、全体に、特に工業の分野ということになりますが、やはりその分野ごとの記述というはしておりません。例えば食品加工ですとか、あるいは建設業、こういった角度からのものではなくて、どういった支援をしていくかと。例えば教育関係の支援ですとか、人材育成の観点、そういったさまざまな支援をどういった角度から支援をやっていこうかという点から全体の構成を考えています。

資料の説明は以上でございますが、先ほど申しましたように商工業部会での議論、大分さまざまな視点から多くのご意見をちょうだいしています。とても私に与えられた時間の中で説明し切れないほどの貴重なご意見をいただきましたので、申しわけございませんが、なお詳しくは議事録の方をお読みいただきたいと思います。報告は以上です。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。

時間が余らない中なのでございますが、幾つかご意見いただきたいと思っておりますけれども、議事録の方を委員の先生方後で読んでいただいて、この場合も事務局として、議事録について何かコメントがあったらメモをしていいわけですね。

事務局（宮原産業政策推進室長） ご意見がございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

四ツ柳会長 じゃ、そういうことにいたしまして、特に今ぜひここは確認しておきたいポイントがございましたら、ご意見、ご質問お願いします。はい、どうぞ。

水野委員 宮城県の中期計画でも、私いつも聞くんですけれども、広報活動というんですか。宮城県の商業活動というのはどこの部署でやられるのでしょうか。

事務局 県政の一般的なものでしたら、広報課というセクションがあります。ただ、具体的な事業になりますと、県の行政の部分かなり多岐にわたっておりますので、それぞれ事業担当課の方が説明の窓口を引き受けることが普通でございます。

水野委員 宮城県の場合、産業も多岐にわたっているものですから、早急に我々産業人として思うのは、やはり宮城県の知名度のアップをお願いしたいというのは再三にわたってお話するんですけれども、どの課がそれをやるのか。産業自体の商業とすれば一番重要なことなんだと思うんですよ。例えば、旅館、温泉、農業、水産、全部あるわけですね。観光客の集客についても。そうすると、一番我々にとって効率よく上げていただくのは、県民にとって

も宮城県というブランド名がブランド名だと思うんです。会社名だと思うんですよね。そうすると、一つのものができるようになって、そのものが産地と名前とともに発展していくのも方法ですけども、今の産業振興の方の組織図を見ても、広報がない。コマーシャルをするところがない。企業体が小さければ小さいほど、コマーシャルに乗せることは不可能ですから、県がそれを代行して県としてのPRをしていただくことが市場価格のアップにもつながるんですね。知名度の高いところはやはり市場価格も高いわけですよ。その中で、宮城県の産業に対する広報活動について早急に考えていただきたいというのが意見なんですけれども、それを引き受けてくれるところがないという、広報がないんですね。

だから、話してもわからないと思うんです。ササニシキのコマーシャルを見たときに、ああ、県もコマーシャルをするようになったんだなと。やはりササニシキの人たちもよかったと思うんですよ。そうしたら、四季折々あるわけですから、そろそろ夏の観光シーズンになれば、夏の観光シーズンも含めたコマーシャルを東京都内で流すとか、実質的経済とすごく密着することをしてほしいわけなんです。早急にその中からコマーシャルをした中で、イチゴもそうですし、閑上のアカガイもそうですし、取り上げるものはもっともっとあると思うんですね。そういうところにコマーシャルをしていく、広報をしていくという活動、それがこの部分にないと、やっても県外に見えないんですね。パンフレットをつくっても県外に見えないんですよ。「食材王国みやぎ」って、じゃあ、これは全国でどの程度知名度があるかということですね。バイヤーとか、それからお客様についても、食材王国だけじゃないんだと、温泉も多いんだ、観光事業もいっぱいあるんだという中から見れば、宮城県全体をコマーシャルする組織が存在しないと、芽が出るのに時間がかかるような気がするんですよ。そういう県民に対する広報の方はありますよ。でも県外に対する広報の方はないですよとなれば、産業の振興という立場から考えると、私はやはり機関としておしてくるような気がしてならないんですね。話がちょっとずれるんですけども、何度もこの話をしても、それを引き受けてる課がないんですね。どうも済みません。

四ツ柳会長 県の方、どうですか。対応は。

遠藤産業経済部長 広報・宣伝については、かなり予算を割いてやっているつもりですけども、民間企業の大企業のコマーシャルのように、テレビとラジオと新聞とほとんど使い切りみたいにしてやるのは、これは財政負担上到底耐えることでもないし、行政がそこまでやる必要があるのかという限界もあると思うんですね。これは、行政と民間企業で全然違いますよ。それを全く同列に議論してもらっては、これは税金の使い方としては非常に課題の多い話でござ

いまして、それで全国的に「食材王国」がどれだけ浸透しているかという点には、私どもも多少の疑問とか、まだまだいっていないなという心配とか、それはあります。しかし、いろんな有名ホテルのレストランでの「宮城デー」でありますとか、デパートでの物産観光展、これは引き合いが今から四、五年前に比べると格段に数倍多くなってきておりますし、デパートでの物産展の売上ももう倍増ぐらいになってきております。そういった面ではかなり宮城県のブランドイメージといのは浸透し始まっているんですね。いや、これで十分だとはまだ言いませんけれども、ですから、成果は幾分出始まってきていると、そういうふうに考えております。

それから、パンフレット、観光キャンペーンですね。これはとにかくJR、それから全国の観光協会とか、タイアップして、かなり大きなポスターをJRの主要な駅みんなに貼り出すぐらい枚数印刷して貼っているわけですね。それは観光のポスターは宮城県のイメージそのものなんです。宮城県の観光を売り込むということは、宮城県の環境を売り込んでいるわけです。それから宮城県の伝統を売り込んでいるわけですね。それは県民性そのものなんです。それを売り込んでおるわけでございますから、もっともっとやれというのも気持ちはわかりますけれども……

水野委員 いや、金額的に、じゃあ、全部の行政にかかるお金の何%を使っているのか。今のお話であれば、全部やっているよと。そんなことを言われる筋合いもないと。税金の使い道と企業の問題で、企業でない。私が言ったのは宮城県という名は県民全部の財産じゃないんですかというお話をしたんです。企業のようにコマーシャルをしてくださいといった話ではないと思います。でも、そのように全部やっている、必要以上にやっているし、知名度も十分なんだというのであれば、それは認識が本当に正しいかどうかだと思うんです。「みやぎ食材王国」は確かにいいよと。物産の売上も非常にいいよと。じゃあ、金額的にどれぐらいなんだと。個別にやったところも、10カ所で合計を売り上げるようになったよと。じゃあ、全体の売上は何%なんだと。今後それが10年間に10倍になるのか、20倍になるのか。ストアにしても、宮城県内だけでオーバースタの状態ですよ、スーパーマーケットのところもですね。その中でそれをやっていくためにどうしたらいいんだということですよ。

ただ、先ほどのように全部をやられているという認識がそこにあると、我々産業人としては、宮城県のブランドが欲しいという意識と、じゃあ、県の方から見れば十分やっているよというお話だと、大変難しくなると思うんですね。私は別に企業と同じようにコマーシャルをしろと言っているわけではないです。宮城県民が等しく全員が県と一緒に仕事ができるというのは何かと思ったんですね。

遠藤産業経済部長 ちょっとよろしいですか。

四ツ柳会長 どうぞ。

遠藤産業経済部長 宮城県の企業、産業PR、それから宮城県の観光のPRというのは、あくまでも公約数的なものなんですよ。それから、当然ひとめぼれとかもPRやっていますけれども、こういった商品とか、事業団体が絡むものにつきましては、そういう事業団体のご負担に応じて県も支援していると、こういう仕組みにさせていただきます。ですから、民間企業も県にPRもっとお金出してもらいたいのであれば、もっとまとまってお金出してもらいたいと、私どもの方は、やはりこれは民間が相当程度主体性を持って取り組まないと、我々とにかく売って金勘定するわけになかなかまいりませんので、（「そう言っているわけじゃない」の声あり）よろしくをお願いします。

水野委員 金勘定とか、そこまで入ってくださいと言っているんじゃないんですよ。宮城県としての方向というんですか。宮城県のブランドをつくるときには、宮城県の知名度を上げなくちゃいけないんじゃないかというお話をしているので、ササニシキの商業のときには相当ササニシキの方の団体からは出たということですか。

遠藤産業経済部長 負担金という格好でお互い持ち寄ってやっておるわけですね。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。ちょっとデリケートな問題も含まれておりますが、たまたまここに「食材王国みやぎ」の楽天イーグルスのホームページがありますけれども、いろんなところで、このインターネットのホームページを使うというのかなり我々いろんなところでPRを試みる中で、有効なメディアになりつつありますね。昔のハードコピーより、むしろこのインターネットが若い人には特に大きな影響力があります。逆に予算的には余りかからない意味合いもありますから、工夫しながら、これから各産品を出すときに、物のPRだけでなく、同時にそこでも製品ごとに宮城のPRをする。それが集積されていく中で宮城の全体的な全国的なネームバリューは上がっていくというようなやり方も考えなければいけないかなと思います。いずれにしましても、ご意見ありがとうございました。PRはこれから非常に大事な問題でございますから、それも含めていろんな行動計画を立てていくことは大切だと思います。

ちょっと予定の時間が過ぎておりますので、この行動計画に関しますご意見は、メモとしてお寄せいただくということでこれを処理させていただきたいと思います。

(3) その他

四ツ柳会長 それでは、次の議題がその他の事項でございますが、事務局は何かその他につい

て説明がございましたらお願いいたします。

事務局（宮原産業政策推進室長） お手元の資料で資料10というのが、1枚ものでありますが、今後のスケジュールを書いたペーパーがございます。全く予定でございますので、この審議会、それから各部会の持ち方につきましては、四ツ柳会長、高橋副会長、工藤部会長と調整の上、できるだけ早い時期に事務局の方からご連絡を差し上げたいと思います。

また、今回はちょっと資料を皆様の方にお送りするのが遅れましたけれども、次回からはできるだけ早い時期にお目通しいただけるように手配をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

また、先ほど会長の方からございましたけれども、本日は十分にご意見を伺う時間がなかったかもしれません。お手元の用紙の方にご記入の上、後ほど、郵送、ファクスあるいは電子メール等でご送付いただければと思います。以上でございます。

四ツ柳会長 はい、ありがとうございました。

きょうは、大変たくさんのご意見が出てまいりまして、時間の進行がかなりタイトになってしまい、まだご意見おありの方もいらっしゃると思いますので、恐縮でございますが、今事務局からご説明ありましたとおり、ご意見は文書でお出しいただきたいと思います。それを取りまとめまして、この後の進行の資料にさせていただきます。

では、何か特にこれだけはちょっと確認しておきたいということ等ございませんでしたら、これで一切の議事を終わらせていただきます。（「会長、済みません」の声あり）はい、どうぞ。

千葉委員 会の進め方の件ですが、実は前回、商工業部会でかなりいろんな議論になりました。その中で感じているのは、まだまだ意見はいろんな多様性があって、集約をされてきつつあるという感じではないなと。まだまだいろいろ揉まないといけないというふうな感じがしております。そういうことでいきますと、この後1回中間報告案を検討するという形になっていますが、もう少し討議すべきだということがあれば、もう一度ぐらい間に入れていただけるということができるのかどうか。私とすれば、もしそうであればぜひ入れていただきたいというふうな感じがしているんですが、その辺の考えをいただきたいと思います。

四ツ柳会長 はい、どうぞ。

事務局（宮原産業政策推進室長） ご要望のとおり、できるだけ部会の方については日程等詰めて調整をさせていただきたいと思います。

四ツ柳会長 そうすると、確かに時間もうちちょっとあった方がいいですね。何となくこれだけ

議論が出てくる内容なものですから。会議時間のタイムスケジュールのとり方も工夫することも含めてご検討いただきたいと思います。

事務局（宮原産業政策推進室長） 時間も回数も部会長と相談させてください。できるだけ弾力的に、きちんと討議できるように対応させていただきます。

四ツ柳会長 それでは、そういうお答えをいただくことにご理解ください。

それでは、きょうの一切の議事をこれで終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

4 . 閉 会

司会 限られた時間の中で熱心な話し合いを賜りましてありがとうございました。

以上をもちまして、第12回宮城県産業振興審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。